

事例1 浮体が障害物に衝突した事故

えい航索より短い距離に接近して旋回したため、かき筏に衝突して搭乗者が負傷

事故の概要：水上オートバイT号（以下「本船」）は、船長が1人で乗り組み、1人を同乗させ、福岡県糸島市船越漁港東南東方沖において、4人を載せた浮体をえい航しながら遊走中、平成27年8月23日13時00分ごろ、浮体がかき筏に衝突し、浮体の搭乗者全員が負傷した。

本船は、搭乗者4人が乗ったソファ型浮体（以下「浮体」）を、長さ約18mのえい航索でえい航し、遊走した。

本船はマリーナに帰航する途中、搭乗者の希望で、さらに遊走を続けることとし、かき筏の間水路を通ってマリーナの南西方沖の海域に向かうこととした。

本船は、約30km/hの速力で水路に向けて航行中、船長が東側のかき筏群の北端のかき筏まで約15mまで接近したところで本船とかき筏との距離が近いと感じ、右転してかき筏との距離を隔てた後、減速しながら左転した。

船長が左転しながら振り向いたところ、浮体が北端のかき筏に接近するように左方に横滑りしているのを認めた。

浮体がかき筏に衝突し、搭乗者4人がかき筏上に投げ出されるなどして負傷した。

船長は、30km/h程度の速力であれば、浮体が本船の船尾を追従してくると思った。

原因：本事故は、船越漁港東南東方沖において、浮体をえい航して西北西進中、船長が、左舷方に存在するかき筏にえい航索の長さよりも短い距離まで接近して右転したため、遠心力によって左方に振られた浮体が同筏に接触し、搭乗者4人が同筏上に投げ出されたことにより発生したものと考えられる。

再発防止に向けて（事故防止策）

- 浮体えい航中に転舵する際は、遠心力による振れに注意すること。
- 浮体搭乗者には、ヘルメットやプロテクタなどの保護用具を装着させることが望ましい。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成28(2016)年7月28日公表）

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2016/MA2016-7-29_2015mj0095.pdf